

● パブリックコメントにおける御意見・御質問及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○今回の改正について、既存の鶏舎等に対しても遡及されると解してよいか。 ウインドウレス鶏舎にする際に既存の建物の形状によっては、荷重が増加することから建て替えをせざるを得ない場合が想定される。この際の補助金等はあるか。</p>	<p>今回の改正は既存の鶏舎等にも適用されます。 また、今回の改正は既存鶏舎の構造をウインドウレス鶏舎へ改築・改修することを求めるものではありません。</p>
<p>○鶏等を非商用家畜とする際の基準である、100羽未満というのは、数が多すぎるのではないか。</p>	<p>鶏等については、100羽未満の飼養農場を家畜伝染病予防法施行規則第21条の6に定める小規模農場としており、非商用家畜の定義においても同様の頭数規模としたものです。</p>
<p>○家さん等の飼養衛生管理基準の改正案に係り、野鳥の誘引防止対策対策としてカラス避けレーザーの導入でも対応可能か御教示ください。</p>	<p>レーザーについても野鳥の誘引防止対策の一つとなりえます。ただし、カラスが慣れる可能性にも留意する必要があります。</p>

<p>○新たに対象家畜に規定されるエミュー並びに既に規定されているだちょうについて、これら走鳥類特有の飼養形態を考慮した、飼養衛生管理基準を検討するとともに、万が一発生があった場合の殺処分方法、手当金の減額基準にも配慮いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走鳥類を施設屋内で通年飼育することは困難であり、本来の本能・性質を無視したものである。通年の放牧飼育が可能な飼養衛生管理基準とすること。 ・本鳥種は、動物園等の展示動物として一般的に飼養されており、展示動物と家きんと扱いが異なることについて指針に示すこと。 ・大型鳥類の殺処分方法について、指針に示すこと。また、殺処分には多大な労力と危険性を伴うことから、殺処分の範囲を発症家畜に限定していただきたい。 	<p>家きんの飼養衛生管理基準において、屋内で通年飼育することは規定されておらず、エミュー及びだちょうについても対応できるものと考えております。</p> <p>あわせて、高病原性鳥インフルエンザは、伝播力が強く、病原性が高い疾病であり、発生した場合には、その急速なまん延により家きんに甚大な被害が生じ、ひいては国内の養鶏産業に重大な影響を与えるおそれがあり、治療方法もありません。このため、農場内の一羽でも患畜又は疑似患畜と判定された場合、家畜伝染病予防法第16条第1項に基づき、症状の有無にかかわらず当該農場内の全ての家きんを疑似患畜等として殺しなけなければならないと考えています。</p>
<p>○大臣指定地区における家畜防疫のための衛生資材等については国の補助でお願いしたい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>○早くワクチン接種を検討してほしい。</p>	<p>鳥インフルエンザの予防的ワクチン接種の導入に関して、国際的な動向等を踏まえ、専門家、生産者団体等からなる鳥インフルエンザワクチン技術検討会を設置し、検討を始めたところです。8月19日に開催した第1回鳥インフルエンザワクチン技術検討会の資料等については、当省ホームページに掲載しているので御参照ください。</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/tori_1/tori_1.html</p>

○飼養衛生管理指導等指針の一部変更案について意見提出いたします。

第二章「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」7 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 の変更点「調整池等の農場敷地内の水場等に野鳥等の小型の野生動物の侵入を防止することができる2 cm 以下の網目の防鳥ネットその他設備を設置し」について、降雪量が多い地域で水場等に2 cm 角の網をかけた場合、高確率で雪の重みで沈んだり破損したりすると考えられます。

冬季は作業者の安全確保ができず屋外作業が滞る場合が多々あります破損しやすい設備で対策すると結果的に無策の期間が増えると考えます雪の重みに耐えられるワイヤーやテグス等を水場等にはる、忌避資材を設置するといった対策の方が継続性があり効果的と考えますがいかがでしょうか。

防鳥ネットを例示として示していますが、当該項目は小型野生動物の侵入を防止できるような設備の設置について指導を求めるものであり、御意見にあるようなテグスやワイヤーについても含まれていません。

○平素より畜産業に対するご理解とご尽力を賜り、誠にありがとうございます。養鶏現場の実情を踏まえ、下記の点について意見・要望を申し上げます。

1. 殺処分時における粉じん飛散の防止対策について殺処分作業の際、羽毛や粉じんが大量に舞い上がり、近隣への飛散や作業従事者の健康被害が懸念されます。現場では、散水・防塵幕・細霧システムなどを活用し、粉じんの飛散を最小限に抑える対策の徹底が強く求められています。これらの対策が現場の指針やマニュアルとして明確に示され、必要な支援が行き届くことを希望いたします。

2. 精神的・経済的負担への配慮について飼育している鶏たちは、家族同様に愛情をもって育ててきた存在です。突然の全羽殺処分は、生産者にとって深い精神的ショックとなり、経営にも大きな影響を与えます。このため、補償制度の見直し・拡充、補償金の迅速かつ適正な支給をお願い申し上げます。

3. 防疫措置における現実性と柔軟性の確保について新たな防疫指針の導入により、厳格な措置が求められる一方で、中小農家にとっては人的・物的負担が過大になる恐れがあります。防疫の趣旨に賛同しつつも、現場の実情に即した柔軟かつ現実的な運用を強く要望いたします。以上の点につき、今後の施策・対応にご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

1 について、今回の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）の改正により、と殺時には、作業者の安全に配慮しつつ、排気口等へのフィルター、細霧装置、不織布の設置等により、家きん舎の粉じん、羽毛等の拡散防止対策を講じるよう新たに規定しました。

2 について、殺処分した家きんについては、評価額の全額に相当する額を手当金として交付することとなっております。交付に当たっては、都道府県とも連携して、迅速かつ適正な交付に努めてまいります。また、御指摘のとおり、発生時には生産者が精神的ストレスを受けることから、防疫指針では相談窓口の設置等具体的な対応に努めるよう規定してあります。

3 については、御意見として承ります。

○飼養衛生管理基準等指導指針改正案に対する意見

【対象条項】第二章 I 3 (5) 3 大臣指定地域における塵埃対策準備

本条項は科学的根拠に乏しく、昨シーズンの疫学調査報告書でも塵埃経路の「可能性」が指摘され、塵埃対策が「提言」されただけで、裏付けとなるデータは提示されていません。また、フィルター等の設置により換気抵抗が増加し、生産性の低下を招くリスクがあります。

HPAI 発生低減の方針には賛同しますが、自然科学的にリスクを完全に排除することは不可能です。国際的リスクマネジメント規格である ISO31000:2018 では、リスクを許容可能な水準まで低減する際に、定量・定性評価と費用便益分析を行い、合理的に実行可能な対策を選択することが求められており、これは ALARP (As Low As Reasonably Practicable) の考え方に合致します。

したがって、塵埃経路のウイルス侵入リスクの寄与割合、捕捉効率、換気阻害による影響を定量化し、費用便益を明確化した上で、対策の実施可否を判断すべきです。

つきましては、以下の3点を要望します。

- ・当該条項を削除し、科学的検証と議論を経て再評価すること。
- ・削除が困難な場合は、科学的根拠と費用対効果の検証が完了するまで、当該項目を『第二章 II 推奨事項』に位置付けること。
- ・上記2点が困難な場合は、条文中に「ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りではない」旨の例外規定を追加すること。

1 主な課題

(1) 科学的根拠の欠如農林水産省が想定する「塵埃経路の HPAIV 伝播」には科学的根拠が乏しく、フィルター等の予防効果も十分に検証されていません。より粒子径が小さく飛散・侵入しやすい粉じんについては、次の報告があります。

ア) モデル研究：粉じんが数 km 飛散して感染を引き起こしたと推定するシミュレーション例 (2019Sci. Rep. Iowa) があるものの、いずれ

令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生事例を踏まえ、特に家きん農場密集地域の農場において、基本的な衛生管理措置が講じられている場合であっても、少なくとも本病のシーズン中は、家きん舎の換気を考慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、塵埃の侵入防止対策を講じることも有効と考えられると専門家から提言があったところです。

飼養衛生管理指導等指針の当該項目については、改正後の家きんの飼養衛生管理基準の10に関連して、大臣指定地域にて法第30条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、幅広い選択も可としたうえでフィルター設置等の塵埃対策等の準備を指導するよう求めるものです。

こうしたことや御意見を踏まえ、条文中に「ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りでない」旨を追記します。

なお、研究事業を通じて科学的知見の収集を進めているところであり、鶏舎の入気口部分に設置したフィルターに付着していた塵埃から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたという結果が得られており、塵埃等を介して入気口が侵入経路となりえること、フィルター等を設置することで鶏舎内へのウイルスの侵入を防げる可能性があることが示唆されます。

も RNA 検出や気象モデルによる推論であり、感染性ウイルスの長距離残存を直接立証した例はありません。

イ) 実地調査：オランダ・ワージェニンゲン大学の現地調査では、農場境界外でのウイルス RNA 検出はごくわずかで、粉じん経路を主要リスクとは位置付けていません。このように見解が割れている状態で、科学的根拠と費用対効果の検証を行わずにフィルター等の設置を義務化することは科学的に妥当ではありません。

また、「フィルター」「不織布」とひと言でまとめても材質・目の粗さ・耐久性など仕様は多岐にわたりますが、十分な防除効果を発揮するために必要な仕様や設置方法等に関する知見が示されていません。以上の理由により、塵埃対策の必要性や効果的な方法を指導することは極めて困難であり、現場の混乱と負担を招くおそれがあります。

(2) 生産性低減リスク 鶏舎内の環境は、鶏種・飼養方式・季節・立地条件・鶏舎の構造や資材等によって一棟ごとに大きく異なります。したがって、塵埃対策を一律に義務付けた場合、風速不足や換気不良を招き、生産性および動物福祉に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

例えば、ブロイラーのウインドウレス鶏舎では、フィルター設置による通気抵抗の増加が、夏季には熱ストレスによる増体低下や熱射病、冬季には換気不足による敷料湿潤や皮膚・消化器・呼吸器障害のリスクを高めます。実際に、不織布設置後に大腸菌症の増加を報告する農場もあります。また、清掃・交換・換気量のモニタリングなど現場負担も大きな課題です。

2 結論

本条項は、科学的実証が乏しく、実行可能性や費用対効果が不透明なまま、現場に対策を指導することを義務付ける内容です。行政としては、まず十分な科学的検証とリスク評価を経て、必要に応じて飼養衛生管理基準を改正し、その後に本指導指針を見直すという適切な手順を踏むべきです。つきましては、冒頭に記載した要望事項について、真摯なご検討をお願いいたします。

○防疫指針改正案に対する意見

【対象条項】

第2—2 2 (7)、第6の5 (1)、第7の1 (3)

塵埃対策に関する記載

本条項は科学的根拠に乏しく、昨シーズンの疫学調査報告書でも塵埃経由の「可能性」が指摘され、塵埃対策が「提言」されただけで、裏付けとなるデータは提示されていません。

また、フィルター等の設置による換気抵抗の増加や、細霧の使用による寒冷ストレスや敷料の湿潤により、生産性の低下を招くリスクがあります。

HPAI 発生低減の方針には賛同しますが、自然科学的にリスクを完全に排除することは不可能です。国際的リスクマネジメント規格である ISO31000:2018 では、リスクを許容可能な水準まで低減する際に、定量・定性評価と費用便益分析を行い、合理的に実行可能な対策を選択することが求められており、これは ALARP (As Low As Reasonably Practicable) の考え方に合致します。

したがって、塵埃経由のウイルス侵入リスクの寄与割合、捕捉効率、換気阻害による影響等を定量化し、費用便益を明確化した上で、対策の実施可否を判断すべきです。

つきましては、以下の3点を要望します。

- ・フィルター・不織布の設置や細霧装置の使用による塵埃対策の指導を義務づける記載を削除し、科学的検証と議論を経て再評価すること。
- ・上記が困難な場合には、十分な定量的リスク評価および費用対効果分析 (CBA) が完了するまで、塵埃対策を「推奨」扱いとすること。
- ・上記2点が困難な場合は、各条文に「ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りではない」旨の例外規定を追加すること。

令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生事例を踏まえ、特に家きん農場密集地域の農場において、基本的な衛生管理措置が講じられている場合であっても、少なくとも本病のシーズン中は、家きん舎の換気を考慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、塵埃の侵入防止対策を講じることも有効と考えられると専門家から提言があったところです。

防疫指針の当該項目は、家きんの飼養衛生管理基準の10に関連して、大臣指定地域にて法30条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、幅広い選択も可とした上でフィルター設置等の塵埃対策等の準備を指導するよう求めるものです。

御意見を踏まえ、飼養衛生管理指導等指針の第二章I3(5)③に「ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りではない」旨を追記し、防疫指針では、第7の1(3)にて「家きん舎の換気を考慮しつつ」と記載があることから原案の表記のままいたします。

なお、研究事業を通じて科学的知見の収集を進めているところであり、鶏舎の入気口部分に設置したフィルターから回収した塵埃から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたという結果が得られており、塵埃等を介して入気口が侵入要因となりえること、フィルター等を設置することで鶏舎内へのウイルスの侵入を防げる可能性があることが示唆されます。

【課題】

1 科学的根拠の欠如

農林水産省が想定する「塵埃経路の HPAIV 伝播」には科学的根拠が乏しく、フィルター等の予防効果も十分に検証されていません。より粒子径が小さく飛散・侵入しやすい粉じんについては、次の報告があります。

ア) モデル研究：粉じんが数 km 飛散して感染を引き起こしたと推定するシミュレーション例 (2019Sci. Rep. Iowa) があるものの、いずれも RNA 検出や気象モデルによる推論であり、感染性ウイルスの長距離残存を直接立証した例はありません。

イ) 実地調査：オランダ・ワーゲニンゲン大学の現地調査では、農場境界外でのウイルス RNA 検出はごくわずかで、粉じん経路を主要リスクとは位置付けていません。このように見解が割れている状況で、科学的根拠と費用対効果の検証を行わずフィルター等の設置や細霧の使用といった塵埃対策を義務化することは科学的に妥当ではありません。

また、「フィルター」「不織布」とひと言でまとめても材質・目の粗さ・耐久性など仕様は多岐にわたりますが、十分な防除効果を発揮するために必要な仕様や設置方法等に関する知見が示されていません。

以上の理由により、塵埃対策の必要性や効果的な方法を指導することは極めて困難であり、現場の混乱と負担を招くおそれがあります。

2 生産性低減リスク

フィルター等を設置した場合、通気抵抗の増加により風速の低下や換気量が不足することで、生産性や鶏の健康を損なうおそれがあります。冬季に細霧装置を使用すると、冷氣による寒冷ストレスや敷料の湿潤を引き起こし、アニマルウェルフェアおよび衛生管理上の悪影響が大きくなるおそれがあります。実際に、不織布設置後に大腸菌症

<p>の増加を報告する農場もあります。また、清掃・交換・換気量のモニタリングなど現場負担も大きな課題です。</p> <p>3 結論</p> <p>本条項は、科学的実証が乏しく、実行可能性や費用対効果が不透明なまま、現場に塵埃対策を指導することを義務付ける内容です。行政としては、まず十分な科学的検証とリスク評価を経て対策を決定するという、妥当な手順を踏むべきです。つきましては、冒頭に記載した要望事項について、真摯なご検討をお願いいたします。</p>	
<p>○飼養衛生管理基準等指導指針改正案に対する意見</p> <p>【対象条項】第二章 I 3 (5) 3 大臣指定地域における塵埃対策準備</p> <p>現在の飼養衛生管理基準には、塵埃対策やフィルター等の設置に関する記載はなく、基準改正に関するパブリックコメントの募集も行われていません。このような状況下では、指導指針の改正案が妥当かどうかを判断することは困難です。</p> <p>よって、飼養衛生管理基準の改正を経ずに、重点的に指導すべき事項を定めた第二章 I にフィルター等の設置を盛り込むことは、手続き上不適切と考えます。</p> <p>つきましては、以下の2点を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該条項を削除すること。 2 削除が困難な場合は、当該対策を「第二章 II 推奨事項」に位置付けること。 	<p>飼養衛生管理指導等指針と同時にパブリックコメントを実施していた飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則別表第2）の内容について、改正後に指導をするための記載となります。</p> <p>なお、塵埃対策については、飼養衛生管理基準の家きんの10「その他必要な準備措置」に該当しております。</p>

<p>○「飼養衛生管理基準等指導指針改正案第二章 I 3 (5) 3 大臣指定地域における塵埃対策準備」及び「防疫指針改正案 第 2-2 の 2 (7)、第 6 の 5 (1)、第 7 の 1 (3) 塵埃対策に関する記載」に対する意見</p> <p>鶏舎内の環境は、鶏種・飼養方式・季節・立地条件・鶏舎の構造や資材等によって一棟ごとに大きく異なります。したがって、塵埃対策を一律に義務付けた場合、鶏舎によっては風速不足や換気不良等を招き、生産性および動物福祉に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。実際に、不織布設置後に大腸菌症の増加を報告する農場もあります。</p> <p>以上を踏まえ、各条文中に 「ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りではない」旨の例外規定を追加していただくよう、強く要望いたします。</p>	<p>当該項目で言及している塵埃対策とは、フィルターや不織布の設置に限らず、細霧装置の設置や周辺の散水、一部入気口の閉鎖など幅広い対策の中から農場の状況を踏まえて検討いただくことを想定しています。御意見を踏まえ、飼養衛生管理指導等指針の第二章 I 3 (5) ③に「ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りではない」旨を追記します。防疫指針では、第 7 の 1 (3) にて「家きん舎の換気を考慮しつつ」と記載があることから、原案の表記のままいたします。</p>
<p>○自衛隊への協力依頼がしにくいことにならない様望みます。 鳥インフルエンザは原因もはっきりしておらず、また発生後の処理に莫大な作業が必要となるため。埋却での処理がメインで続く以上、蔓延防止のため、協力を頂ける状況にしてほしい。</p>	<p>都道府県による自衛隊への災害派遣要請に当たっては、これまで、家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む都道府県を挙げた人員を確保することとしており、農林水産省等からの職員の派遣を受けて、なお迅速な防疫措置の実施に人員が不足する場合には、派遣要請を検討することとしてきたところです。</p> <p>今般、防疫措置に係る全国的な民間事業者の活用状況を都道府県にお知らせするとともに、人員確保に当たっては民間事業者を活用することとし、都道府県自らが対応可能な防疫体制を構築することをお願いしたことから、人員が不足することを前提とした記載については、防疫指針からは削除することといたしました。</p>

○家畜伝染病予防法施行規則の一部改正案
別表第二 三 第1 5 (3) ○3

塵埃対策としてのフィルターの設置について反対の立場で意見を提出します。

家きん疾病小委員会の資料を読む限り、塵埃での伝搬はあくまで可能性の一つとして指摘しているものであり、発生を免れた事例も「事例」であり根拠を持っているものではないと読み取れます。

最近の発生は比較的早く通報される例が多く、感染は舎内の局所に留まっていると考えられます。発生鶏舎内で蔓延していない程度のウイルス量で、仮に鶏舎外に放出されたところで大気中で拡散するため、感染が成立するウイルス量を他農場の一個体が摂取してしまうことはそもそも考え辛いといえます。規制を行うならば、例えば設置した不織布フィルターから感染可能な量のウイルスが検出されるなど、具体的な証拠をもって行うべきだと考えます。

もし通報遅れによる農場内でのウイルス量の増加を危惧するのであれば、このようなハードでの対策でなく、早期通報の指導などソフト面で行う事項です。

鶏舎は風通しの良い立地がそもそも望ましく、開放鶏舎においても冬期も自然風はかなり入ります。鳥が要求する酸素量は変わらないのですから、飼養に当たりそれだけの空気を取り込む必要があります。今回開放鶏舎についての言及がないことはウインドレスは入気速度が速く引き込むと想定しているのですが、仮に感染成立量のウイルスが大気中にあると仮定しても、それは鶏舎内の入気に近いところに落ちるか、離れて落ちるかの差でしかありません。(冬期は吸気は冷気なので落ちると表現しています)

また「家きんの健康を損なうおそれがある場合は除外」という基準が非常に曖昧です。全ての農場が十分な換気余力を持っているわけではなく立地も個々で異なります。求められるフィルターの能力が示され

令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生事例を踏まえ、特に家きん農場密集地域の農場において、基本的な衛生管理措置が講じられている場合であっても、少なくとも本病のシーズン中は、家きん舎の換気を考慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、塵埃の侵入防止対策を講じることも有効と考えられると専門家から提言があったところです。

塵埃対策としては、フィルター、不織布、鶏舎内の細霧装置の設置、入気口周辺の散水等、幅広い対策の中から実施可能なものを講じていただくことを想定しております。また、御意見にあるように、換気不良等家きんの健康を害する懸念がある場合はこの限りではないという内容を記載しており、フィルターの未設置のみをもって不遵守とはみなさないよう規定しています。

ていない中でも、鶏舎設計段階で想定していない吸気抵抗、流速を下げたことでの換気不均一、設備負荷の増加等の問題も考えられ、少なくない農場で多かれ少なかれ家きんの健康を損なうこと（＝生産性の低下）が生じる事が予想されます。

規制をされるのであれば、求めるフィルターの能力を根拠をもって明示した上で、他農場と鶏舎の距離、排気方向も含めて対策を要求する範囲は最小限にすること、また「家きんの健康を損なうおそれがある場合」を理由としたフィルターの不設置はHPAI発生時にも飼養衛生管理基準不遵守としないことを求めます。

○飼養衛生管理基準の中でウインドウレス鶏舎の塵埃対策としてのフィルターや不織布の使用をあげているが、フィルターや不織布について、その性能等にはかなりの幅があり、どの程度のものを設置すればいいのか、設置していても、もし発生したら、それは対策として不十分として補償等への減額の対象になるのではないかなど、現場において、かなり不安と混乱を生じさせる内容になっていると考えられる。基準の設定においては現場での混乱が生じないよう実行可能な内容を提示していただきたい。

また、フィルター等の設置により、換気不良に至るなど生産性への悪影響を及ぼす可能性は否定できない。フィルター設置等の措置を実施することにより、家きんの健康を害する恐れがある場合は、この限りではないと言った文言の追加をお願いしたい。

鳥フルの発生を防止することは非常に重要なことだと考えるが、その防止対策のために経営が圧迫されるという状況があればそれは本末転倒であると考え。発生に関して、明確な根拠のあることに対して現実的な対策を基準として設定するよう切に願います。

塵埃対策としては、フィルター、不織布、鶏舎内の細霧装置の設置、入気口周辺の散水等、幅広い対策の中から実施可能なものを講じていただくことを想定しております。また、御意見にあるように、換気不良等家きんの健康を害する懸念がある場合はこの限りではないという内容を記載しております。

また、塵埃対策については、優良事例などの共有を図りたいと考えております。

<p>○家伝法施行規則改正案 別表第二（第21条関係）の三、第一の5（3）①について、文末に「検討すること」とありますが、「検討し、妥当である場合には、導入に努めること」に修正をお願いします。</p> <p>その理由として、「検討」の具体的内容が、経済的な可能性の検討なのか、規模を踏まえた導入の妥当性の検討なのか、周辺条件を踏まえた防疫上の必要性の検討なのか、または左記を総合的に検討するのか（その際どの分野の検討結果に重点がおかれるのか）が曖昧なのか、実際には、検討結果を都道府県等に提出し、導入を前提とした結果を提出し都道府県等の確認を得ることを求められるのであれば、今回の改正により、分割管理は実質的には義務となります。その結果、分割管理を検討はしても導入しない農場に対しては、勧告等の発出される（そのほか、手当金の割引等）おそれもあります。</p> <p>一方、分割管理により法的には同一農場内の非発生鶏舎は殺処分から逃れるとしても、防疫的・科学的視点から分割管理が有効であるとの統一の見解が確立していない中で、平常時からのハード的な動線確保の難しさ、導入のための投資コストと維持コスト、人手不足の中での増員人員の確保等の問題があるもご考慮ください。</p> <p>なお、大規模生産者についても、20万羽、40万羽、そして100万羽以上の飼養鶏を所有する生産者で、それぞれ経営環境も異なり、義務規定の受容体力も異なることもご考慮ください。</p>	<p>飼養衛生管理基準は家畜の所有者が遵守すべき基準であり、御意見にある努力義務規定を記載することはすぐわないと考えます。</p>
<p>○家伝法施行規則改正案 別表第二（第21条関係）の三、第一3（4）について、古い鶏舎等の場合、既存の平面図がない場合があり、新たに作成する場合、簡易な図面で許容頂けるようご配慮をお願いします。</p>	<p>農場の平面図は、改正前の家きんの飼養衛生管理基準の2にて作成し備えておく旨の記載があることから、家きんの飼養者が本来作成すべきものです。</p>

<p>○家伝法施行規則 別表第二（第 21 条関係）の三、第一の 8 について、今回の改正案には含まれていませんが、後段の「ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。」を「ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。なお、都道府県知事は、埋却や焼却等が的確かつ迅速に実施されるようにするため、当該都道府県の区域内における当該埋却や焼却等が必要となる場合に備えた土地の確保その他の施設に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地等の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」に改正をお願いします。</p> <p>理由として、法第 21 条に基づき、家きん死体所有者は、埋却や焼却を行う義務があることは理解できますが、そもそも、埋却が可能な用地がなく、焼却可能な施設がないのでは、所有者による対応は困難です。国、都道府県等は、生産者が探してきた埋却候補地に対し、その妥当性を調査・検査するのではなく、まずは、国、都道府県が具体的な利用可能な埋却地候補（価格等の情報含む）及び利用可能な焼却施設、レンダリング施設等を調査の上リスト化し、生産者に公表していただく体制を早急に確立いただくようお願いします。</p>	<p>伝染性疾病の発生に備えた埋却地等の確保については、一義的に家きんの所有者が行うべきものとされており、御意見をいただいたような事項を飼養衛生管理基準に追記することはそぐわないと考えます。</p>
<p>○ 家伝法施行規則改正案 別表第二（第 21 条関係）の三、第一の 9 について、「高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響の緩和を図るため、分割管理に取り組む場合は、」とあるのは、「同一農場内での高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響の緩和を図るため、分割管理に取り組む場合は、」に修正をお願いします。</p>	<p>別表第二の三の第一の 5 において、分割管理について「衛生管理区域及び人、車両、物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理」と定義していることから、御意見の内容については改正後の規定において包含されているものと考えます。</p>

<p>○ 分割管理については、大規模所有者に検討の義務付けがなされることの確認をお願いします。</p>	<p>家さんの飼養衛生管理基準改正案の5(3)①において、大規模所有者のうち、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、分割管理の導入について検討するよう義務付けることとしております。</p>
<p>○ 家伝法施行規則改正案 別表第二(第21条関係)の三、第一の9について、文末に「家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うこと。」とありますが、確認の内容及び指導を受ける内容を当規則の施行の前にルール化し開示をお願いします。 確認の内容及び指導を受ける内容が不明なままでは、分割管理への計画的な投資を検討しまた実行することは困難なため。</p>	<p>分割管理に取り組む際のポイント等を記載した「農場の分割管理に当たっての対応マニュアル」を農林水産省ホームページに公表しております。</p>
<p>○ 家伝法施行規則改正案 別表第二(第21条関係)の三、第一の10について、文末に、「また、都道府県は、生産者が消毒薬の備蓄及びその他必要な準備措置を講ずることを支援する」の追記をお願いします。 法第30条は理解していますが、大臣指定地域(令和6年シーズンの愛知県や鹿児島県での発生地域が該当事例となると思慮)に指定されるのは当該地域のすべての各生産者に主な原因があるわけではないこともご理解願います。 農林水産大臣が指定する地域には、中小規模な農家も多い可能性があり、平時より消毒薬の備蓄その他の必要な措置を自費(定期的な交換を含む)で準備するのは困難を伴います。</p>	<p>飼養衛生管理基準は家畜の所有者が遵守すべき基準であり、御意見のあったような事項を記載することはそぐわないと考えます。</p>
<p>○ 家伝法施行規則改正案 別表第二(第21条関係)の三、第一の10について、「その他必要な準備措置」については、あくまで法第30条に基づきまん延防止のために必要な措置と理解しますが、具体的な措置を、科学的根拠からの妥当性・必要性も含め、当規則の施行前にお教え願います。</p>	<p>御意見の項目については、特定家畜伝染病防疫指針の改正案第6の5「大臣指定地域における続発等に備えた対策」に記載された指導が行われる場合の準備措置として指導する旨を記載したものです。 なお、飼養衛生管理基準の改正案の記載のとおり、具体的な措置としては、消毒薬の備蓄のほか、フィルターや不織布の設置、細霧装置の設置、周辺の散水、一部入気口の閉鎖など幅広い対策の中から農場の状況を踏まえて検討いただくことを想定しており、具体的指導の内容として飼養衛生管理指導等指針に記載しております。</p>

<p>○ 家伝法施行規則改正案 別表第二（第 21 条関係）の三、第一の 14 について、文中に「導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。」とありますが、直接接触させないようにするとは、必ずしも、「導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、別鶏舎で飼育する」ということではなく、例えば育すう業者等入荷元等からの健康を証する書類等をもって「入荷時に短時間で確認する」方法でもよいこと（別鶏舎必要無し）を確認願います。</p> <p>小規模農家では、別鶏舎の確保が困難な場合が多く、この規定の導入により経営が維持できないおそれがあることをご理解願います。</p>	<p>当該記載は今回の改正で新しく追加したものではなく、改正前の飼養衛生管理基準の 19 にあった記載を類似した項目とともに整理したものです。</p> <p>導入した家きんが健康であるか、何ら確認を行っていない場合は不遵守となりますが、導入元農場が行った出荷時の記録等の確認により健康状態を確認しているのであれば当該規定は遵守されているものと解されます。</p>
<p>○ 家伝法施行規則改正案 別表第二（第 21 条関係）の三、第二の 21 について、「大臣指定地域に所在する農場においては、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握することについて都道府県に協力し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、大臣指定地域内の農場外で講ずるべき野鳥誘引防止対策について都道府県に協力すること。」に修正をお願いします。</p> <p>農林水産大臣が指定する地域（令和 6 年シーズンの愛知県や鹿児島県での発地域が該当事例となると思慮）には、中小規模な農家も多い可能性があり、集団で実施するにしても、大臣指定地域内の各農場の外である周辺の野鳥の生息等の状況の把握や、農場外における野鳥誘引防止対策まで自前の情報・自費で行うのは困難を伴うことを考慮ください。</p>	<p>農場周辺の野鳥の生息状況の把握については、家きんの所有者は農場周辺の状況に精通していると考えられることから、飼養衛生管理基準に定めたものです。</p> <p>家きんの所有者は、地域内の防疫対策について実施すべき内容を主体的に検討する一方で、大臣指定地域内の農場外で講ずるべき野鳥誘引防止対策については、家きんの所有者の管理下でない農場外は必ずしも実施できない場合があることから、実施までは義務づけられないと考えられるため当該記載としています。</p> <p>なお、都道府県が指導すべき内容については、飼養衛生管理指導等指針において記載しています。</p>

<p>○ 飼養衛生管理指導等指針変更案 第二章Ⅰの3(5)③の最終段落について、「都道府県は大臣指定地域に所在する農場に対して、法第三十条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、消毒薬の備蓄、ウインドウレス鶏舎において設置するフィルター、不織布の設置等の塵埃対策の実施に必要な準備措置を講ずるよう指導するとともに、消毒薬の備蓄及びその他必要な準備措置を講ずることを支援する。また、都道府県は大臣指定地域に所在する農場に対し、農場周辺における野鳥の生息状況の把握について協力を求めるとともに、農場内における野鳥誘引防止対策を検討し、また、当該地域内の各農場外で都道府県が講ずる野鳥誘引防止対策に協力するよう指導等を行う。また、当該地域内における野鳥誘引防止対策が実施できるよう、第四章のⅡの(1)の自衛防疫団体等の活動として実施するよう指導及び支援を行う。」に修正をお願いします。</p> <p>法第30条は理解していますが、大臣指定地域（令和6年シーズンの愛知県や鹿児島県での発地域が該当事例となると思慮）に指定されるのは当該地域のすべての各生産者が主要な原因ではないこともご理解ください。そのうえで、農林水産大臣が指定する地域（令和6年シーズンの愛知県や鹿児島県での発生地域が該当事例と思慮）には、中小規模な農家も多く、集団で実施するにしても、「農場外の周辺の野鳥の生息等の状況の把握」や地域内の農場外の場所の対策を、たとえば、集団で行うにしても、生産者の情報・技術や自費により行うのは困難を伴うことを考慮ください。</p>	<p>御意見の修正案においては都道府県が主体的に検討や対策を行い、家畜の所有者が協力する構図となっておりますが、家畜伝染病予防法において飼養衛生管理を行う主体は家畜の所有者であり、法の趣旨に反するため、不相当と考えます。</p>
<p>○ 飼養衛生管理指導等指針変更案 第二章のⅡ(8)について、冒頭を「特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要かつ妥当と考える場合には、」に修正をお願いします。</p> <p>「特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、」とした場合、「必要と考える場合」は想定しにくく、結果として、①及び②が実質義務化されてしまうが、費用対効果の面や規模の点で対応不可能な農場もあることも踏まえる必要があります。</p>	<p>原案は、家畜の所有者が、御意見にあるような費用面等も勘案し、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るため①又は②の取組が必要と考えた場合に実施すべきであることを規定しているものであり、御意見の趣旨に沿ったものと考えます。</p>

<p>○飼養衛生管理指導等指針変更案 第二章のⅡ(8)①について、文末「実施する」を「実施するよう努める」に修正をお願いします。 費用対効果の面や規模の点で対応不可能な農場もあることも踏まえる必要があることも考慮願います。</p>	<p>原案は、第二章Ⅱ(8)本文に示すとおり、家畜の所有者が必要と考える場合について行う対策を示しており、御意見の趣旨に沿ったものと考えます。</p>
<p>○ 飼養衛生管理指導等指針変更案 第二章のⅡ(8)②について、文中「当該農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、」を「当該農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し妥当である場合には、その具体的内容について都道府県と相談の上、」に修正をお願いします。また、分割管理の検討等の義務化が課されるのは、大規模所有者のみであることの確認をお願いします。</p> <p>その理由として、「検討」の具体的内容が、経済的な可能性の検討なのか、規模を踏まえた導入の妥当性の検討なのか、周辺条件を踏まえた防疫上の必要性の検討なのか、または左記を総合的に検討するのか（その際どの分野の検討結果に重点がおかれるのか）が曖昧なのか、実際には、検討結果を都道府県等に提出し、導入を前提とした結果を提出し都道府県等の確認を得ることを求められるのであれば、今回の改正により、分割管理は実質的には義務となります。</p> <p>その結果、分割管理を検討はしても導入しない農場に対しては、勧告等の発出される（そのほか、手当金の割引等）おそれもあります。一方、分割管理により法的には同一農場内の非発生鶏舎は殺処分から逃れるとしても、防疫的・科学的視点から分割管理が有効であるとの統一の見解が確立していない中で、平常時からのハード的な動線確保の難しさ、導入のための投資コストや維持コスト、人手不足の中での増員人員の確保等の問題があることもご考慮ください。</p> <p>なお、大規模生産者についても、20万羽、40万羽、そして100万羽以上の飼養鶏を所有する生産者で、それぞれ経営環境も異なり、義務規定の受容体力も大きく異なることもご考慮ください。</p>	<p>当該項目及び飼養衛生管理基準変更案三の5(3)①に示す分割管理の導入検討については、対応計画の策定を要する大規模所有者を対象としています。</p> <p>なお、ここで義務付けているのは導入の検討のみであり、検討の結果として実際に分割管理を導入できるかは事業者の判断になります。</p>

○ 飼養衛生管理指導等指針 第二章 I の 3 (9) について、今回の変更案には含まれていませんが、文末に「ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事は、埋却や焼却等が的確かつ迅速に実施されるようにするため、当該都道府県の区域内における当該埋却や焼却等が必要となる場合に備えた土地の確保その他の施設に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地等の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」に改正をお願いします。

理由として、法第 21 条に基づき、家きん死体所有者は、埋却や焼却を行う義務があることは理解できますが、そもそも埋却可能な用地がなく、焼却可能な施設がないのでは、所有者による対応は困難です。

国、都道府県等は、生産者が探してきた埋却候補地に対し、その妥当性を調査・検査するのではなく、まずは、国、都道府県が具体的な利用可能な埋却地候補（価格等の情報含む）及び利用可能な焼却施設、レンダリング施設等を調査の上リスト化し、生産者に公表していただく体制を早急に確立いただくようお願いします。

御指摘の部分については都道府県が重点的に指導等を行う部分を規定しているものであり、御意見として承ります。

○飼養衛生管理指導等指針 第二章Ⅱの(7)について、今回の変更案には含まれていませんが、文中「家畜の所有者は、家畜（家きん）の死体の埋却地の確保を進める。ただし、埋却地等の確保が困難な場合には、都道府県知事は、焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、当該都道府県の区域内における当該埋却や焼却等が必要となる場合に備えた土地の確保その他の施設に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」に改正願います。

理由として、法第 21 条に基づき、家きん死体所有者は、埋却や焼却を行う義務があることは理解できますが、そもそも埋却可能な用地がなく、焼却可能な施設がないのでは、所有者による対応は困難です。国、都道府県等は、生産者が探してきた埋却候補地に対し、その妥当性を調査・検査するのではなく、まずは、国、都道府県が具体的な利用可能な埋却地候補（価格等の情報含む）及び利用可能な焼却施設、レンダリング施設等を調査の上リスト化し、生産者に公表していただく体制を早急に確立いただくようお願いします。

伝染性疾病の発生に備えた埋却地等の確保については、一義的に家きんの所有者が行うべきものとされている一方で、これを補完する都道府県の対応を規定しているところです。ご意見をいただいたような事項を飼養衛生管理指導等指針に追記することはそぐわないと考えます。

○ 飼養衛生管理指導等指針 変更案第二章Ⅲの(2)①について、文中「なお、法第 12 条の 5 に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準としては、例えば、指導及び助言を行う場合については、2 年連続して同一の項目が遵守されておらず、指導を行った事項について改善が認められない場合、指導及び助言を行わない場合については、記録の失念等一時的な過失であり、常習性が認められないことが明らかな場合など、指導及び助言を行う場合及び行わない場合のいずれの基準も定めることが望ましい。」は、「なお、法第 12 条の 5 に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準としては、例えば、指導及び助言を行う場合については、2 年連続して同一の項目が遵守されておらず、指導を行った事項について改善が認められない場合、指導及び助言を行わない場合については、記録の失念等一時的な過失であり、常習性が認められないことが明らかな場合など、指導及び助言を行う場合及び行わない場合のいずれの基準も定める必要がある。」に修正をお願いします。

平時の養鶏経営に影響を及ぼす当基準が曖昧であると、安心・安定的な養鶏経営が維持できないことも考慮ください。

当該項目中にて、都道府県は、指導及び助言を行う際の具体的な判断基準をあらかじめ定めることとしております。御意見のあった部分は、その具体的な考え方の例示を記載したものです。

○特定伝染病防疫指針変更案 第2章第1節第2-1の5(2)について、「大規模な家きんの所有者は、発生時の影響の緩和を図るため、農場における衛生管理区域や人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、妥当である場合には、その具体的内容について都道府県と相談の上、当該管理に取り組むよう努める。」に修正をお願いします。

理由として、「検討」の具体的内容が、経済的な可能性の検討なのか、規模を踏まえた導入の妥当性の検討なのか、周辺条件を踏まえた防疫上の必要性の検討なのか、または左記を総合的に検討するのか（その際どの分野の検討結果に重点がおかれるのか）が曖昧ななか、実際には、検討結果を都道府県等に提出し、導入を前提とした結果を提出し都道府県等の確認を得ることを求められるのであれば、今回の改正により、分割管理は実質的には義務となります。

その結果、分割管理を検討はしても導入しない農場に対しては、勧告等の発出される（そのほか、手当金の割引等）おそれもあります。

一方、分割管理により法的には同一農場内の非発生鶏舎は殺処分から逃れるとしても、防疫的・科学的視点から分割管理が有効であるとの統一的理解が確立していない中で、平常時からのハード的な動線確保の難しさ、導入のための投資コストや維持コスト、人手不足の中での増員人員の確保等の問題があることもご考慮ください。

なお、大規模生産者についても、20万羽、40万羽、そして100万羽以上の飼養鶏を所有する生産者で、それぞれ経営環境も異なり、義務規定の受容範囲も大きく異なることもご考慮ください。

当該項目で義務付けているのは、導入するとしたら施設配置や人の動線等にどのような方法が考えられるか等の検討のみであり、検討の結果、実際に分割管理を導入するかは事業者の判断になります。原案は御意見の趣旨に沿ったものと考えます。

○ 特定伝染病防疫指針 第2章第1節第2-2の2(3)について、今回の変更に含まれていませんが、2(3)③を「③ 家きんの所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップし、その情報を家きんの所有者に提供する。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行う。」とし、「よう焼却施設等の利用を計画している家きんの所有者に対して指導等を行う。」を削除するようお願いいたします。

続いて「また、都道府県知事は、法第21条第7項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な家きんの所有者が生じないよう支援を行う。」に変更をお願いいたします。

その理由として、法第21条に基づき、家きん死体所有者は、埋却や焼却を行う義務があることは理解できますが、そもそも埋却可能な用地や焼却可能な施設がない状況下では、所有者による対応は困難です。国、都道府県等は、生産者が探してきた埋却候補地に対し、その妥当性を調査・検査するのではなく、まずは、国、都道府県が具体的な利用可能な埋却地候補（価格等の情報含む）及び利用可能な焼却場及び焼却施設を調査の上リスト化し、生産者に公表していただく体制を早急に確立いただくようお願いいたします。

伝染性疾病の発生に備えた埋却地の確保等については、一義的に家畜の所有者が行うべきものとされており、ご意見をいただいたような事項を防疫指針に記載することはすぐわないと考えます。

○特定伝染病防疫指針変更案 第3章第6の5(1)について、
「(1) 都道府県は、大臣指定地域における農場で患畜又は疑似患畜が確認された場合には、大臣指定地域内の農場に対して、直ちに法第30条に基づき消毒方法等の実施に関する命令を行うとともに、塵埃対策等のまん延を防止するために必要な対策を講ずるよう指導し支援する。」に修正をお願いします。

法第30条は理解しているが、大臣指定地域（令和6年シーズンの愛知県や鹿児島県での発地域が該当事例となると思慮）に指定されるのは当該地域のすべての各生産者が主要な原因ではないこともご理解願います。

農林水産大臣が指定する地域には、中小規模の農家も多い可能性があり、「平時より」、消毒薬の備蓄その他の必要な措置や資材を自費（定期的な交換を含む）で準備するのは実際には困難を伴うことから、より速やか且つ効果的な取組みを実行するためにも行政による支援が必要不可欠であると考えます。

御意見の修正案においては都道府県が主体的に検討や対策を行い、家畜の所有者が協力する構図となっておりますが、家畜伝染病予防法において飼養衛生管理を行う主体は家畜の所有者であり、法の趣旨に反するため、不相当と考えます。

<p>○ 特定伝染病防疫指針変更案 第3章第7の1(3)及び(5)の変更 (追記)部分について、都道府県が実施する内容が記載されていると理解していますが、生産者が対応するのであれば、変更(追記)分の最後「を講ずる」を、それぞれ「を講ずるよう努力する」に変更をお願いします。</p> <p>大臣指定地域(令和6年シーズンの愛知県や鹿児島県での発地域が該当事例となると思慮)に指定されるのは当該地域のすべての各生産者が主要な原因ではないこともご理解いただきたい。また、農林水産大臣が指定する地域には、中小規模な農家も多い可能性があり、平時より、フィルター、細霧措置、不織布の購入・維持、塵埃防止対策を導入維持することを自費(定期的な交換を含む)で準備するのは、実際には、困難を伴います。</p> <p>なお、このような措置については、生産者にとって大きな経済的負担となることから、講ずることを義務化するのであれば、科学的根拠からの必要性の理由を施行前に周知することにより、各生産者による必要性の理解及び実効性のある取組みにつながると考えます。</p>	<p>第7の1の(3)は、発生農場における現地調査や調査を行った専門家による議論を経て、塵埃対策が鳥インフルエンザ対策としてとり得る対策として考えられるとされたことから、大臣指定地域におけるまん延防止のため、病原体の侵入防止対策(塵埃対策)を講ずるよう規定したものです。</p> <p>塵埃対策については、フィルター、細霧装置、不織布の設置は塵埃対策の例示であり、これ以外にも周辺の散水、一部入気口の閉鎖など、幅広い対策の中から農場の状況を踏まえて実施できる対策を講じられるよう「設置等」としてしています。</p> <p>第7の1の(5)は、防疫措置時に、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を講じるよう規定したものであり、平時より生産者の対応を求めるものではありません。</p>
<p>○ 特定伝染病防疫指針変更案 第3章第13の1について、最終段落「このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速な殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。」は削除、または、「このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある、現在、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速な殺を原則としている。なお、平常時の予防的なワクチンの接種については検討中である。」に修正をお願いします。</p> <p>理由としては、第13の1は、緊急ワクチンについて規定していること、また、現在、農林水産省では、鳥インフルエンザの対策パッケージに基づき、予防的ワクチンの検討が始まっているため。</p>	<p>御意見として承ります。</p>

○1 意見の対象

家畜伝染病予防法施行規則の一部改正案、飼養衛生管理指導等指針の一部変更案、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案等における「塵埃対策」に関する全記述

2 意見

これらの塵埃対策に関する記述には、下記のように多くの問題があります。

高病原性鳥インフルエンザウイルス (HPAIV) の塵埃経路感染については、科学的根拠に基づく検証が不十分であり、何をもって実効性のある塵埃対策とするのか、その要件や運用条件も明らかにされていません。

このような状況下で塵埃対策を義務化した場合、実効性のある対策の指導や実施は著しく困難であり、現場の混乱と不要な負担を招くこととなります。

つきましては、塵埃対策に関する記述は全て削除するか、推奨事項として位置づけることを強く要望します。

記 問題点

(1) 科学的根拠の欠如

HPAIV の塵埃経路感染については、科学的根拠に基づく検証が不十分であり、感染性ウイルスの塵埃による長距離伝播やアウトブレイクは立証されていません。国の疫学調査報告においても、科学的根拠となるデータは示されていません。

加えて、塵埃や粉じんによる HPAIV の伝播に関しては、以下の報告があります。

ア) モデル研究: 粉じんが数 km 飛散し得ると推定したシミュレーションはありますが、いずれも気象モデルに基づく推論であり、感染性ウイルスの粉じんによる長距離伝播を実証したものではありません。

(<https://www.nature.com/articles/s41598-019-47788-z>)

令和 6 年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生事例を踏まえ、特に家きん農場密集地域の農場において、基本的な衛生管理措置が講じられている場合であっても、少なくとも本病のシーズン中は、家きん舎の換気を考慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、塵埃の侵入防止対策を講じることも有効と考えられると専門家から提言があったところです。

飼養衛生管理指導等指針及び防疫指針の当該項目については、改正後の家きんの飼養衛生管理基準の 10 に関連して、大臣指定地域にて法 30 条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、幅広い選択も可とした上で塵埃対策等の準備を指導するよう求めるものです。

御意見を踏まえ、飼養衛生管理指導等指針の第二章 I 3 (5) ③に「ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りでない」旨を追記し、防疫指針では、第 7 の 1 (3) にて「家きん舎の換気を考慮しつつ」と記載があることから原案の表記のままいたします。

なお、研究事業を通じて科学的知見の収集を進めているところであり、鶏舎の入気口部分に設置したフィルターから回収した塵埃から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたという結果が得られており、塵埃等を介して入気口が侵入要因となりえること、フィルター等を設置することで鶏舎内へのウイルスの侵入を防げる可能性があることが示唆されます。

イ) 定量リスク評価: ワーゲニンゲン大学の評価では、粉じん経路による単一農場の日次感染確率の中央値は 7.5×10^{-9} と極低で、オランダ全国換算の季節リスク中央値も 2.2×10^{-3} (約 455 年に 1 回) にとどまるとして、「重要な役割を果たす可能性は低い」と結論しています。
(<https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC11279698/>)

ウ) 実地調査: James らは、英国の感染農場 3 例の現地サンプリングで、感染性粒子の到達は近接域 (<10m) に限られ、羽毛などでは vRNA がより遠く (<=80m) まで到達し得る一方、農場間の風送リスクは低いと結論しています。
(<https://www.mdpi.com/1999-4915/15/4/1002>)

これらの報告からも、塵埃による感染拡大のリスク評価には慎重な検討が必要であることは明らかです。

(2) 仕様/運用条件の不明確さ

ウイルス侵入防止に資するフィルター等や細霧装置の仕様、規格、運用条件が明示されていません。

(3) 実効性/費用対効果評価の欠如

対策の実効性や費用対効果に関する評価が行われていません。

(4) 換気阻害等による悪影響

フィルター等の設置による換気の阻害や細霧による舎内温度低下及び湿度上昇により、生産性の低下やアニマルウェルフェアの悪化が懸念されます。

(5) 国際的リスクマネジメント指針への不適合

自然科学的にゼロリスクは不可能であり、国際的リスクマネジメント指針 (ISO 31000 および ALARP 原則) においては、予防原則の適用に際し、リスクの科学的評価と費用便益の検討が前提とされています。これらの要件を欠いた対策の義務化は、国際的な指針に照らして妥当性を欠くものです。

<p>問題点のまとめ</p> <p>科学的根拠と実効性評価がないまま塵埃対策を義務化することは、科学的に不適切であり、政策形成の妥当性を欠いています。さらに、生産性低下のリスクも伴います。国際的リスクマネジメント指針に則り、科学的かつ合理的な対応を求めます。</p>	
<p>○コメント1</p> <p>該当法律：飼養衛生管理指針 第2章 I 3 (5) 大臣指定地域等における指導等</p> <p>該当箇所：(前略) 消毒薬の備蓄、ウインドレス鶏舎において設置するフィルター、不織布等の設置等の設置等の塵埃対策の実施 (後略)</p> <p>訂正希望内容：(前略) 消毒薬の備蓄、ウインドレス鶏舎において設置するフィルター、細霧装置、不織布の設置等の設置等の塵埃対策の実施 (後略)</p> <p>コメント趣旨：塵埃対策として本項目に細霧装置の追加を希望します。</p> <p>コメント2</p> <p>該当法律：高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針 第2-1、5 家きん所有者の取組 (2)</p> <p>該当箇所：(2) 大規模な家きんの所有者は、発生時の影響の緩和を図るため、農場における衛生管理区域や人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、(後略)</p> <p>訂正希望内容：一つの農場における殺処分等羽数の低減を図る場合は、当該農場における衛生管理区域や人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、(後略)</p> <p>コメント趣旨：大規模農場に限定した文書ではなく、分割管理を希望する生産者が取り組める様な文章への変更を希望します。</p>	<p>1点目につきまして、当該項目で言及している塵埃対策については、フィルターや不織布等の設置以外にも、御指摘の細霧装置の設置や周辺の散水、一部入気口の閉鎖など幅広い対策の中から農場の状況を踏まえて実施できる対策を検討いただくことを想定しているため「設置等」としてしています。飼養衛生管理基準遵守指導の手引きでの記載を検討しています。</p> <p>2点目につきまして、当該項目は、家きんの飼養衛生管理基準改正案の5(3)①にて、防疫作業に多大な時間を要するような大規模農場において分割管理の導入検討を義務付けたことに伴う改正です。</p> <p>御意見をいただきました、分割管理を希望する農場の取組については、家きんの飼養衛生管理基準改正案の9において位置づけており、こうした農場への指導については、飼養衛生管理指導等指針改正案の第二章II(8)②にて示されていることから、御意見の趣旨に沿ったものと考えます。</p>

○1. 大規模農場に対する対応計画の義務化について

意見：

大規模農場に対する「ウインドウレス鶏舎の塵埃対策」「防疫体制の人員確保」「資機材備蓄」等の義務化は、現実的には農場ごとの運用規模により対応可能性が異なります。

提案：

実行可能な対応手順を示したガイドラインを農水省主導で整備するとともに、実施計画には一定の経過措置（例：3年以内の整備）を設けるべきです。

2. 「大臣指定地域」に対する追加対応義務について

意見：

発生リスクを考慮して地域を指定する趣旨は理解しますが、指定による義務の増大が一部地域への過度な負担とならないよう、基準の明確化と、該当地域の事業者に対する支援制度（消毒薬購入補助、研修支援等）を設けるべきです。

提案：

地域指定の透明性を確保するため、指定の基準・更新頻度・解除基準を明示してください。

3. 「第一義的責任」の明文化と不遵守時の手当金減額について

意見：

家きん所有者に防疫の責任を課すことは当然ですが、「届出遅延」などの不遵守時の減額措置については、過失か不可抗力かの判断が不透明です。

提案：手当減額の判断基準・例外規定を明示してください。

悪質でない軽微な違反への柔軟対応を可能とする審査制度の導入を提案します。

1点目につきまして、飼養衛生管理基準改正案における大臣指定地域内の大規模農場での消毒薬の備蓄や塵埃対策への準備措置等については、公布から1年後の施行とする予定です。本案については、飼養衛生管理基準遵守指導の手引きにて、具体的な判断基準をお示しする予定です。御指摘の通り農場ごとに実態は異なることから一律のガイドライン化は困難ですが、優良事例などの共有を図りたいと考えております。

2点目につきまして、大臣指定地域については、飼養衛生管理指導等指針の改正案にて基本的な考え方を示しており、これに基づいて都道府県が選定した地域の報告を受け、農林水産大臣が指定することを想定しています。

3点目につきまして、手当金等の減額の決定に際し、早期通報の実施状況については、通報に至る状況についての都道府県による調査結果、過去の事例や、専門家の意見をもとに総合的に判断しています。なお、生産者の衛生管理の一助となるよう、手当金等減額事例を農林水産省HPに公表しているところです。

4点目につきまして、適切な情報発信について検討してまいります。

5点目につきまして、御意見として承ります。

4. 非商用農場への新基準設定について

意見：

非商用農場（家庭飼養等）の把握と衛生意識向上は重要ですが、届出義務や対策を求める際には、農業者との公平性や情報伝達手段の工夫が必要です。

提案：

市町村や獣医師会と連携し、非商用飼養者への周知用パンフレットや動画教材を全国共通で整備してください。

5. 全体としての配慮要望

意見：

飼養衛生管理の徹底は不可欠であり、業界全体としても遵守努力を進めていますが、過剰な義務化や罰則化は、結果的に農場の廃業や縮小を招くおそれがあります。

提案：

本改正に際しては、「実効性のある現場目線の制度設計」と「行政と業界の共同行動による支援体制」の構築を強く希望します。

○飼養衛生管理基準の第二章（５）大臣指定地域における指導等、３で農場周辺における野鳥の生息状況の把握、農場内における野鳥誘因防止対策及び地域内で講ずるべき野鳥誘因対策が実施できるように、自衛防疫団体等の活動に指導を行うとの文言が加えられている。

野鳥対策の重要性は認識しており異論はない。しかし、現状では最も HPAI が検出される野鳥であるカラスのリスクを農場が危機感を持って認識できておらず、その原因はカラスの検査が十分に行われていないことにある。検査を充実させ、農家がカラスを自農場のリスクとして認識し、上記の対策に真剣に取り組むために以下を要請する。

1

近年毎シーズン、高病原性鳥インフルエンザが国内養鶏場で発生している。死亡したカラスから HPAI ウイルスが検出されており、北海道では野鳥からの HPAI 検出の半数を占め、多くのカラスが高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染している。また、令和 5 年の野鳥での HPAI 初発事例は 10 月 4 日にカラスから検出されたもので、令和 6 年度も 11 月 12 日（29 例目）と早い時期にカラスから検出されている。感染事例の多さと各シーズンで早い時期に発見されていることから、カラスは環境省の指定する、主に早期発見を目的とする検査優占種 1 に該当しており、現状の検査優占種 3 の分類と矛盾が生じている。

さらに、昨シーズンは発生農場での死亡カラスから HPAI ウイルスが検出され農場への持ち込みキャリア、近隣農場への拡散キャリアの可能性が指摘され、今後の HPAI 予防に重要と示唆されている。しかしながら環境省の高病原性鳥インフルエンザの監視対象ではカラスは検査優先種 3 に区分され、3～5羽固まって死亡していないと検査が実施されない。今後、死亡カラスをより積極的にウイルス検査することにより、養鶏場での発生予防や関係者への注意喚起につなげることができると考えられるので、検査優先種 1 への変更等カラスの検査を積極的に行うように農水省から環境省に要請されたい。

関係省庁と適切に連携して対応してまいります。

2

近年毎シーズン、高病原性鳥インフルエンザが国内養鶏場で発生している。また、死亡したカラスからはHPAI ウイルスが検出されており、北海道では野鳥からのHPAI 検出の半数を占める。しかしながら環境省の高病原性鳥インフルエンザの監視対象ではカラスは検査優先種3に区分されて、3～5羽固まって死亡していないと検査が実施されない。カラスはHPAI ウイルスの伝播動物として発生農場の疫学調査報告で疑われており、国内養鶏場の生産者は秋から春の長期間にわたり緊張感を持った飼養衛生管理を強いられている。そのような中、農場近隣で死亡カラスを発見し行政に検査を依頼しても実施できないと断られることがある。不安と緊張感を長期間強いられている生産者にもっと寄り添った現場対応を実施していただきたい。

○飼養衛生管理指導等指針の一部変更について（5Pに記載されている大臣指定区域内の塵埃対策について）

鶏舎構造により今後塵埃対策の義務化が進むと考えて良いのでしょうか？

塵埃対策として、フィルターや不織布等の設置とありますが、ここに「細霧装置等による消毒薬の噴霧」が明記されないのは何故でしょうか。

鶏群管理には「換気」が必須であり、特に冬季はこれが命取りとなる場合が多くなります。入気をフィルターや不織布で覆えば換気量が著しく損なわれる恐れがあります。また、設置したフィルターや不織布の扱いが悪ければ、かえって塵埃を集めた感染源となる恐れがあります。長期飼育の鶏の場合は特に、交換や洗浄・消毒のタイミングが難しいのではないのでしょうか。塵埃対策により高病原性鳥インフルエンザの発生が低減できると考えての改正でしょうが、その根拠となる野外事例等のデータを示していただかなければ義務化に賛同できません。

早計なフィルター・不織布の義務化は、生産現場の混乱および生産性悪化を招くことが予想されます。塵埃対策は考えるべき課題ですが、その具体策については十分検討する必要があるかと思えます。細霧装置を用いた消毒で対策している養鶏企業がいくつかあるとお聞きしています。凍結を考えると地域は限られるかもしれませんが、こちらについても有効な手段である可能性を考えていただきたいと思えます。

当該項目における塵埃対策については、フィルターや不織布等の設置は塵埃対策の例示であり、これ以外にも、細霧装置の設置や周辺の散水、一部入気口の閉鎖など幅広い対策の中から農場の状況を踏まえて実施できる対策を検討いただくことを想定しているため「設置等」としています。飼養衛生管理基準遵守指導の手引きでの記載を検討しています。